

ID: 216

担当部署: 都市整備課

処分の概要	入居者の決定
例規名 根拠条項	高根沢町営住宅管理条例 第8条第2項
例規番号	平成9年条例第26号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条及び第7条から第9条までの規定による。 (入居者の資格)</p> <p>第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(以下「高齢者等」という。))にあっては第2号から第4号まで)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに定める金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に住居の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合(イに掲げる場合を除く。) 214,000円</p> <p>イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。</p> <p>(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>2 前項第2号イに掲げる町営住宅の入居者は、同項各号(高齢者等にあつては、同項第2号から第4号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 次に掲げる者は、第6条第1項第1号から第3号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>(1) 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする者で、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込みをしたもの</p> <p>(2) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第28条若しくは第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者</p> <p>(入居者の申込み及び決定)</p> <p>第8条 前3条に規定する入居者資格のある者で町営住宅に入居しようとする者は規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</p>	

- 2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者のうちから町営住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。
- 3 町長は、借上げに係る町営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し当該町営住宅の借上げの期間の満了時に当該町営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第9条 町長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合は、次の各号のいずれかに該当する者について選考を行い、入居者を決定する。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

- 2 町長は、第1項各号のいずれかに該当する入居申込者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を著しく超える場合においては、公開抽選によって入居させるべき町営住宅戸数の1.5倍までに相当する入居申込者を抽出する。
- 3 町長は、前項の規定によって抽出した者について住宅に困窮する実情を調査し住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。
- 4 前項の場合において、住宅困窮順位の定めがたい者については、公開抽選により入居者を決定する。
- 5 第3項に規定する住宅困窮度の判定基準は、町長が別に規則で定める入居者選考委員会の意見をきいて定める。
- 6 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦(寡夫)、引揚者、炭鉱離職者、高齢者、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当をした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年3月27日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日